

司法書士試験の概要と対策

～具体的な科目別勉強法と、学習スケジュール～

1. 司法書士試験の概要

(1) 受験資格：制限はありません。

(2) 試験科目

①憲法，②民法，③刑法，④会社法・商法，⑤民事訴訟法，⑥民事保全法，⑦民事執行法，⑧司法書士法，⑨供託法，⑩不動産登記法，⑪商業・法人登記法に関する問題です。

(3) 試験内容（一次試験）

一次試験である筆記試験と二次試験である口述試験があります。

筆記試験：筆記試験は、1日2回、午前の部と午後の部があります。

ア. 午前の部

午前の部の試験時間は、午前9:30から11:30までの2時間（120分）です。

試験科目は憲法、民法、刑法、会社法・商法に関する五肢択一の35題が出題されます。

1問5肢の35問ですから、最大で175肢の正誤判断をすることになりますので、1肢約40秒で解答していくことになります。

択一試験問題例

未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、その未成年者は、その取消し意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に、その取消し意思表示を取り消すことはできない。

イ 養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことはできない。

ウ 未成年者と契約をした相手方が、その契約締結の当時、その未成年者を成年者であると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合には、その未成年者は、その契約を取り消すことはできない。

エ 未成年者が婚姻をしたときは、その未成年者は、婚姻後にした法律行為を未成年であることを理由として取り消すことはできない。

オ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

(誤っている記述はイとウであり、正解は3です。)

イ. 午後の部

午後の部の試験時間は、午後13:00から16:00までの3時間（180分）です。

試験科目は、民事訴訟法、民事保全法、民事執行法、司法書士法、供託法、不動産登記法、商業・法人登記法に関する五肢択一の35題及び不動産登記・商業登記の記述が各1問出題されます。

記述式問題とは、事例に合わせた具体的な登記申請書の作成をするもので、2問の解答には概ね90分は必要になります。そこで午後の択一問題は1肢約30秒で解答していくことになります。

記述試験問題例

(1) 乙土地につき、1番目に申請すべき登記

登記の目的	所有権移転
登記原因及びその日付	平成29年3月8日相続
申請人の氏名又は名称	相続人(被相続人 民事二郎) 持分4分の3 民事冬子 4分の1 民事一郎
添付情報	エ, コ, キ, ケ, ア, カ, サ, ス

(問題文から事実関係を読み取り登記の申請に必要な事項を記載していきます。)

ウ. 口述試験(二次試験)

口述試験は、筆記試験に合格した者のみを対象として実施されます。

筆記試験の合格発表後、約10日後に実施されます。

司法書士法、不動産登記法及び商業登記法に関する質問について、約15分間です。

筆記試験に合格した普通の方であれば、不合格になることはありません。

(4) 受験地

筆記試験の試験会場は、各都道府県に各1箇所もしくは2箇所(北海道は4箇所)でしか行われません。また、口述試験は、全国8箇所で行われませんので、事前確認が必要です。

(5) 出願期間: 毎年ゴールデンウィーク明け頃から始まり、約10日間です。

(6) 実施日時: 毎年7月の第1週の日曜日に実施されます。

(過去7月1日が日曜日であったときには、第2週の日曜日に実施されたこともあります。)

(7) 最終合格発表: 受験した年の10月下旬から11月初旬に発表されます。

2. 司法書士試験の対策

法律の問題とは現実に紛争が生じなければ出番はありません。従いまして、「例えば、こんな場合はどうなるのでしょうか。」という仮定的の考え方は、正しい疑問ではありますが、試験にはあまり必要ありません。言葉は悪いですが、結果のない問題に費やす時間はないのです。その時間は結果のある問題を一つでも多く覚えるべきなのです。

(1) 具体的な科目別勉強法

ア. 試験科目は次の通りとなります。

午 前		午 後			
択一式	出題数	択一式	出題数	記述式	出題数
憲法	3題	民事訴訟法	5題	不動産登記法	1題
民法	20題	民事保全法	1題	商業登記法	1題
刑法	3題	民事執行法	1題	/	
会社法・商法	9題	司法書士法	1題		
/		供託法	3題		
		不動産登記法	16題		
		商業・法人登記法	8題		
合 計	35題	合 計	35題	合 計	2題

このように民法(20問)、会社法(8問)、不動産登記法(16問)、商業登記法(7問)、民事訴訟法(5問)の合計は56問と択一出題数70問の80%を占めます。ここから、まずは主要科目のみの学習という結論になります。

イ. 徹底した主要科目の学習による基礎学力と学習方針の定着

自分が「忘れがち」「弱点」を知ることが重要であり、これこそが得点源となります。

当然ですが、出来る問題（つまり、易しい問題）というのは他人も正解でき、出来ない問題は他人も正解できないものです。それが正答率という数字で現れます。そこで出来ない問題をノートにまとめる。あるいは、よく間違えるところについて参考書等に記す明確な方法を決めておくといった、自分の弱点という得点源を後日容易に判るようにしておく段取りが、一番難しいことなのですが、全てに応用できる最重要事項となります。これを主要科目の段階で実行できるようにしておくことが大切です。最初は時間がかかりますが、最終的には合格への近道となるのです。

(2) 学習スケジュール（平成 29 年合格戦略）

ア. 学習の開始から 12 月末までの年内

前述のとおり、主要科目の学習を徹底し、基礎学力の定着を図ります。

主要科目は正解して当たり前といっても過言ではありません。いかに失点しないかの守りの勉強です。

イ. 年明けから 5 月位まで

主要科目以外の勉強及び不動産登記・商業登記の実践的記述の勉強

a. 主要科目以外の勉強

知識が有るか無いか、つまりは知っているか、知らないかの時間と記憶の瞬発力勝負の攻めの勉強です。

司法書士試験は科目数が多いので主要科目以外の法令科目を深く学習する時間はありません。過去問からの正確な知識とそこからの消去法を駆使して解答を導き出す訓練です。

ここでも、「誤り」「弱点」は合格への財産ですから、ノートにまとめる。あるいは、参考書等に記しておきます。過去問の問題集をノート代わりに直接記しをつけてもいいでしょう。

b. 不動産登記・商業登記の実践的記述の勉強

記述の問題を解く過程において、不動産登記では民法・不動産登記法、商業登記では会社法・商業登記法の択一知識が必要となり、必然的に民法・不動産登記法・会社法・商業登記法の択一の復習となるし、また、そうなるようであればいけません。ですから、もうこの時期には主要科目である民法・会社法・不動産登記法・商業登記法の択一の勉強量はかなり減ります。

ここでノートにまとめた事項は本試験直前の最高の武器になります。

ウ. 5 月から本試験

総合的学習になります。択一に関しては、新しい知識を得るためではなく、過去問と復習、条文・判例・先例の確認から外れてはいけません。このときの復習に必要なのが、自分の苦手箇所を記したノート等であり、不得意部分を正解できるように修正するために時間効率のよい効果的な直前期の学習方法になるのです。

記述については、新しい問題、再度の復習、過去問と種類を問わず一日最低 1 問を解きます。